

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

発行所 NPO ピースデポ( 平和資料協同組合 )/PCDS( 太平洋軍備撤廃運動:  
法人 Pacific Campaign for Disarmament and Security )

〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3 3 1 日吉グリーン102号

TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:office@peacedepot.org

http://www.peacedepot.org

編集責任者 梅林宏道 郵便振替 口座番号: 00250 1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

176 02/12/1

¥100

米国の2003会計年国防認可法が成立

## NPR結果の現実化進む

核態勢見直し

11月13日、上院、下院の調整を経て米国の2003会計年( 02年10月1日 ~ )の米国防認可法が成立した。「核態勢見直し(NPR)」は、政策文書ではないとされていたが、その国防認可法の内容は、NPRの内容が、実行されつつあること示している。特に注目すべき条項の結論を要約すると次ようになる。

核弾頭付き迎撃ミサイルへの政府出費は禁止された。 -- 226節  
地下核実験の準備期間短縮へ計画書の提出が決まった。 -- 3142節  
新型核兵器、改良型核兵器の研究、開発などは予算に明記することが義務づけられた。低威力核兵器(ミニニューク)は明記されなかった。  
-- 3143節  
地中貫通爆弾は、猶予付きだが予算が付いた。 -- 3146節

これらの条項の訳は5ページ

以上の要約の正確な内容の理解のためには、5ページの各条項の訳文をぜひ参照していただきたい。

まず核実験再開問題では、来年度予算の請求文書のなかに、核実験再開までの期間を6か月、12か月、18か月、24か月に短縮する態勢を作るために必要な

費用、その態勢を維持するために必要な年間費用を示し、エネルギー省が国防省と協議した結果として、どの態勢を勧告するかを示す報告書を作成するよう定めている。

そして、報告書提出から1年以内に、態勢を実現する計画の作成が、エネルギー省長官に義務づけられた。その意味では、核実験再開への布石が一つ一つ打たれつつあると言える。極めて深刻な事態である。

また、新型核兵器や改良型核兵器の開発については、まず、3143節で明示的に予算要求をしなければならない、という条項が作られた。

この背後で、1993年来の5キロトン以下の小型核兵器(いわゆるミニニューク)の「生産につながるような開発」の禁止条項を「ミニニューク実験装置の設計」を許すように緩和する条項が下院案に含まれていたのが、上院との合議の際に却下された。

しかし、その次に来る3146節「地中貫通型核兵器」は、まさに3143節の実例として、明示的に予算請求をした新型核兵器の実例となっている。ここで疑問点として注目したいのは、「地中貫通型核兵器」が5キロトン以下のミニニュークであることが、現状で法的に可能性かどうかという点である。(梅林宏道)

イラク安保理  
決議をこう読む

2~3ページ

ジム・ジェニングス:コンシャス(良心)インターナショナル代表  
グレン・ラングワラ:ケンブリッジ大学、政治学  
ラフル・マハジャン:「新しい十字軍:アメリカの対テロ戦争」著者  
ジェイムズ・ポール:グローバル政策フォーラム所長  
フィリス・ベニス:政策研究所 IPS 研究員  
ジョン・パローズ:核政策法律家委員会所長  
マイケル・ラトナー:憲法権利センター所長

11月8日に国連安全保障理事会が全会一致で採択した決議1441は、イラクの国家主権を無視するほど強圧的な査察要求を行っており、米国や英国による軍事行動のための布石としての色彩を色濃く帯びている。しかしがなら、査察結果の報告を受けて再度安保理が会合をもつことが定められており、これは自動的に武力行使を容認

# これが安保理決

## 安保理決議1441(2002)

### 前文

関連諸決議(661、678、686、687、688、707、715、986、1284)を想起。

決議1382を想起。

イラクの大量破壊兵器関連安保理決議の不遵守は国際の平和と安全への脅威であると認定。

決議678が、国連加盟国に対して、決議660および関連決議の履行のためにあらゆる必要な手段をとる権限を与えていることを想起。

決議687が、イラクに対して、地域の平和と安全を回復するために必要な措置をとる義務を課していることを想起。

イラクが、決議687によって要求された大量破壊兵器および弾道ミサイルの開発計画に関する完全なる情報公開を怠ってきたことを遺憾とする。

イラクが、UNSCOMおよびIAEAによる施設へのアクセスを妨害し、査察への完全なる協力を行ってこなかったことを遺憾とする。

1998年12月以来、UNMOVICおよびIAEAによる監視、査察および検証が行われていないことを遺憾とする。

イラク政府が、決議687によるテロ問題に関するコミットメントを遵守せず、決議688による市民抑圧の中止と国際人道機関へのアクセス提供を行わず、決議686、687、1284によるクウェートの抑留者および財産を帰還していないことを遺憾とする。

決議687が、イラクの同決議義務の受諾を基にして停戦を宣言していることを想起。決議687および関連決議の下での義務をイラクが完全に遵守することを確保することを決意。

決議687および関連決議の履行のために、UNMOVICおよびIAEAの効果的な協力が重要であることを想起。

9月16日付のイラク外相の国連事務総長宛書簡が、イラクの安保理諸決議不遵守を矯正するための最初の一步であると留意。

10月8日付のUNMOVICとIAEAのイラク政府宛の書簡が、査察再開のための必要条件であり、その内容をイラク政府がまだ確認していないことを遺憾とする。

イラク、クウェイトおよび近隣諸国の主権と領土保全を再確認。

国連事務総長とアラブ諸国連盟の努力を賞賛。

安保理の諸決定の完全遵守を確保することを決意。

国連憲章第7章の下で行動。

### 正文

1. イラクが、決議687の正文8~13によって要求された国連およびIAEAによる査察に協力してこなかったことなどから、決議687および関連決議による義務への重大な違反をしていると認定する。

2. イラクに対して、軍縮義務を遵守する最後の機会を与えると共に、決議687および関連決議による軍縮のための強化された査察体制を設置することを決定する。

3. イラク政府は、UNMOVICとIAEAおよび安保理に対して、30日以内に、化学、生物および核兵器、弾道ミサイルおよび他の運搬手段の開発計画に関するすべての側面における完全な申告を提出すること。兵器、構成要素、関連物質および装備、研究施設等の所在地を含む。また、兵器用でないイラクが主張する化学、生物、核計画も含む。(本誌175号に全訳)

ラングワラ:決議678では、1990年8月2日から11月29日までのイラク関連決議の履行のための武力行使が正当化可能であるに過ぎない。その後のイラク攻撃の法的根拠とはならない。

ラングワラ:決議688に新たに触れることで、仮にイラクが軍縮問題で遵守しても、人権問題で不遵守があれば米英が義務違反を主張することに道を開いた。

ジェニングス:イラクは、国際人道機関に相当のアクセスを保証してきた。

ラングワラ:湾岸戦争の停戦の効力は、イラクが決議687の諸条項を「受諾すると公式に通報」することで発生している(正文33)のであって、「受諾によって」発生しているのではない。これでは、米英は、イラクが軍縮義務を遵守していないから停戦は有効でない、と主張できてしまう。

マハジャン:米国は決議687を踏みにじっている。フセイン政権が打倒されるまでは経済解除をしないという米国の宣言は、査察が完了し疑惑がなくなれば経済制裁を解除すると明記した決議687(正文22)を無視した行為である。

ピースデポ:「最後の機会」と宣言することによって、「次は武力行使だ」という含意をもたせている。湾岸戦争の武力行使を容認した決議678も、「最後の機会」との表現を使っていた。

ポール:この種の完全なリストを例えば米国が30日以内に作成できるだろうか? イラクが出したリストに少しでも欠けるところがあれば「重大な義務違反」となるというのか?

ベニス:もとの決議687は、射程150キロ以上の弾道ミサイルを査察対象としたが、本決議では「すべての」弾道ミサイルが対象となっている。また、「無人飛行体(UAV)や散布システムなどの運搬手段」など、687に規定のなかったものも追加された。

する決議ではない、と見るべきである。下に、決議の要約と、米国のNGO「パブリック・アキュラシー研究所(IPA)」がまとめたNGO専門家(左に一覧)による主張の要点を紹介する(全文は<http://www.accuracy.org/un2/>)、あわせて、ピースデポによる分析も加えた。

# 議1441だ

## 2002年11月8日採択 要約

(まとめ:ピースデポ)

4. イラクが虚偽の申告をしたり、本決議への不遵守や非協力があつた場合は、さらなる重大な義務違反として、主文11、12にしたがい安保理に報告される。

5. イラクは、UNMOVICとIAEAに即時、無条件、無制限の査察をさせなければいけない。両機関は、任意にインタビューを行い、その者や家族をイラク国外に渡航させることもできる。45日以内に査察を開始、その後60日以内に安保理に報告を行う。(本誌175号に全訳)

8日付のUNMOVIC委員長およびIAEA事務総長のイラク政府宛の書簡(本決議の付属文書)を支持する。イラクはこれに従うべきである。

7. UNMOVICとIAEAが本決議および関連決議による任務を達成できるようにするため、次の追加的権限を付与する。イラクはこれに従うべきである。

査察チームの構成の決定。

特権と免責。

無制限査察の権利。大統領府も他施設と同様に査察(決議1154にも拘らず)、化学、生物、核、弾道ミサイル計画に関するすべての人の名前をイラクから提供を受ける権利。

十分な国連の護衛により両機関の現地施設の安全を確保。

査察施設の現状凍結のために、イラク政府がアクセスできない排他的地帯を設定する権利。

自由で無制限な、偵察機を含む飛行機の使用および着陸の権利。

禁止兵器や関連物質の除去、破壊、施設や装備の押収、閉鎖の権利。

検査を受けることなく、査察のための装備や物資をイラク国内に持ち込み、査察により押収した装備、物資または文書を国外に持ち出す権利。

8. イラクは、安保理決議を維持するための行動をとる国連、IAEAおよび国連加盟国に対して敵対的な行動をとったり、とらうしたりしてはならない。

... 事務総長がイラクに対して即時に本決議を通知し、イラクは7日以内に本決議を完全遵守する意志を確認しなければならない。イラクはまた、UNMOVICとIAEAと即時無条件に協力しなければならない。

10. 査察すべき施設やインタビューすべき人物などの情報を提供する形で、UNMOVICとIAEAに全面協力することを国連加盟国に要請。その結果は両機関が安保理に報告する。

11. イラクによる査察の妨害や、本決議による査察義務を含む軍縮義務への不遵守があつた場合には、UNMOVICとIAEAは即時に安保理に報告すること。

12. 主文4、11にしたがい報告書の受領後ただちに安保理は会合をもち、情勢および、国際の平和と安全を確保するため、すべての関連決議の完全遵守の必要性について議論する。

13. この文脈で、義務違反をつづけてきた結果としてイラクは深刻な結果に直面するであろうと、安保理がくり返し警告してきたことを想起する。

14. この問題の把握を継続する。

作成:ピースデポ

ベニス:これは、イラクを「やってもダメ、やらなくてもダメ」という状況に陥れている。申告すべき兵器計画がないと言うなら、米国は自ら「証拠」を示すだろうし、実際にイラクが何らかの申告をすれば、「重大な義務違反」と認定される。

パローズ:契約において重大な義務違反があつた場合、当該契約の無効を宣言できるのは被害を被つた当事者だ。それが法の基本原則である。この場合、被害を被るのは安保理であつて、米国ではない。

ジェニングス:本人の同意なくイラク国民を捕らえ国外に移送することがあれば、ジュネーブ条約および世界人権宣言に違反する。

マハジャン:過去UNSCOM査察官に米英などの諜報機関の関係者が入つていたことから、決議1284がUNMOVICの組織計画を公正に国連事務総長と協議して進めるよう求めていた(主文3)はずである。

ラングワラ:護衛の規模が不明である。イラクが、どのようなものか明示のないまま外国軍の駐留を認めさせられることになる。

ピースデポ:「いかなる国連加盟国」による「いかなる安保理決議」を維持するための行動に対しても敵対行動をとってはならない、という規定。一方的に米英が設定した「飛行禁止区域」のパトロールおよび攻撃に対する「お墨付き」になってしまう危険がある。他にもさまざまな恣意的解釈が可能になってしまう。

ベニス:この文言によって、米国といえども単独行動は行えないはずだ。しかし、新しい決議や決定、あるいは公式会合の開催を求める表現になつておらず、安保理の決定権限が軽んじられていることを表している。

ベニス:ロシア大使はこれが「自動的に」武力行使の権限を付与するものではないとしているが、米国大使は安保理でただ一人、「単独での即時武力行使の権限を付与するものだと考えている」と述べた。

ベニス:イラク問題は、安保理の問題であり、安保理のみが今後の解釈および行動の決定を行うことができる。これが基本原則だ。  
ラトナー:この決議は米国に対しイラク戦争を開始する権限を付与しているものではない。

# イラク戦争反対、全米各地で決議

9月24日、サンタ・クルーズ市議会(カリフォルニア州)で、全米初の対イラク軍事行動に反対する決議が可決(賛成6、反対0、棄権1)された。

アメリカフレンズ奉仕委員会(AFSC)などの情報によれば、11月19日までに、イサカ(ニューヨーク州、10月2日採択)、オーランド(フロリダ州、10月3日)、サンフランシスコ(カリフォルニア州、10月7日)、ニュー・ヘブロン(コネチ

カット州、10月7日)、カーボロ(ノースカロライナ州、10月8日)、カラマズー(ミシガン州、10月14日)、サンタ・バーバラ(カリフォルニア州、10月22日)、マジソン(ウィスコンシン州、11月19日)など、少なくとも全米18都市での決議採択が伝えられている。自治体での決議採択への動きは今後も拡大すると見られる。

サンタ・クルーズ市の地元紙「サンタ・クルーズ・センチネル」は、この決議がC

NNやNBCなど大手メディアで報道され、全米のみならずドイツや日本などからもさまざまな反響が市議会あてに寄せられたと伝える。市民の反応は好意的なものが過半数を占めた、と言う。

サンタ・バーバラ市では、537人の署名を集めた平和運動家らの要請が、市議会を動かした。同市の平和運動の中心的役割を担う核時代平和財団「デービッド・クリーガー代表(11月来日)は、「政府に対する直接的な影響というより、その地域の住民に対して大きな啓発効果がある」と述べた。(中村桂子)

## 資料

決議No NS - 25 976

2002年9月24日採択

### イラクに対する米国の軍事行動に反対する サンタ・クルーズ市議会決議

米国民は、2001年9月11日のテロ攻撃によって、生命や幸福の耐え難い損失をこうむっており

ブッシュ政権は、米国の対イラク戦争を正当化するため、サダム・フセイン政権に反対する宣伝キャンペーンを行っており

ブッシュ政権は、イラクが米国にとって軍事的脅威をもたらしているということの説得力のある証拠を提示できずにおり

元国連武器査察官や他の専門家、そして世界各国の指導者たちは、現在イラクが核兵器を保有し、核兵器を即時配備する能力を保持していることの明白な証拠が存在するというブッシュ政権の主張に対して、異議を唱えており

サダム・フセインを排除するために戦争をすることが、イラクが保有しているかもしれない大量破壊兵器を使用へと向かわせる、もっとも確実なシナリオであり

米国は、イラク領内における航空機による爆撃など、国際法や国連決議にもとづかない軍事行動をすでに行っており

米国の対イラク戦争は、地域戦争に発展しうる中東地域全体の不安定化につながるおそれがあり

米国の対イラク戦争は、石油価格を高騰させ、世界経済に有害な影響を与えるかわら企業利益を増大させ、

ヨーロッパや中東の同盟国、日本、ロシア、中国が、米国の一方的な軍事行動に反対していることで、ブッシュ政権は米国の軍事行動を支持する国際的な合意を得ることができておらず、

戦争は、米国もしくは他の国によって一方的に行われるべきではなく、

同地域における過去の軍事紛争が、環境破壊拡大につながっており、その影響はいまだ軽減されることもなければ解明されることもなく、

同地域における過去の軍事紛争が、イラクの民間インフラの被害拡大や、イラク市民の苦しみや死の拡大へつながっており

12年にわたるイラクに対する非軍事制裁の結果、ユニセフやその他の国際援助団体によれば、不十分な水、食糧、薬のために、50万人にのぼる5才以下の子どもたちの死をもたらしているが、米国は、この制裁のおかげでもっとも大きな影響力を与えており

国際紛争の解決において、人道的、国際的な外交努力が好ましい手段であるべきであり

戦争はやむをえない最後の手段であり

米国憲法第1条8節は、イラクに対する宣戦布告の是非に関して連邦議会が議論し、投票しなければならぬと定めており

イラク政府は、イラクによる大量破壊兵器開発に関する国連安全保障決議の遵守を裁定するための国際的な兵器査察団の無条件帰還に同意しており

米国にとっての究極の安全保障は、すべての国が協力しあうことによって貧困、不正義、不平等、環境破壊ならびにその他の戦争やテロを生み出す要素を根絶する状況を作っていくかどうかにかかっており

サンタ・クルーズ市民と地元選出議員は、現在進行中の国内および国際的な論争の一環として、我々のコミュニティにとっての重大な関心事について中央政府に請願する、憲法上の権利を保持し、

対イラク戦争の可能性に関する活発な

議論があり、サンタ・クルーズ市内でも、その適否やイラクとの戦争の結果おこるであろうことに関するさまざまな意見が存在しており

市議会がすべての住民の声を代弁することは不可能であるが、しかし何百という人々が、わが国が直面しているこの重大な問題に関して発言を求めてきており

われわれの連邦議会代表である、バーバラ・ボクサー、ダイアン・フェインスタイン上院議員、およびサム・ファー、マイク・ホンダ下院議員は、勇敢にも対イラク戦争に反対を表明してきている。そしてわれわれの支持により勇気づけられるであろう。

サンタ・クルーズ市議会は決議する。

- 1) 紛争の平和的解決に関する国連憲章の条文と国際法の原則を再確認する。
- 2) 米国がイラク国家に対する一方的、先制的な軍事行動をとることで、国連憲章ならびに国際法への継続的、脅威的な違反をすることに対するわれわれの反対を表明する。
- 3) 継続中の非軍事的制裁、継続中の米国の対イラク軍事行動、ならびに拡大しつつある米国の対イラク軍事行動計画に反対する。
- 4) ブッシュ政権と議会におけるわれわれの代表者たちに、国連と協力し、また国連を通じて、イラクによる大量破壊兵器の開発に関する国連安全保障理事会決議の遵守を獲得するよう、強く求める。
- 5) ブッシュ政権とわれわれの連邦の代表者たちに、イラクならびにすべての国々における民主主義を支援、奨励し、人権を尊重する国連の外交努力を積極的に支援するよう、強く求める。
- 6) イラクに対する戦争が、国連憲章に基づく国連安全保障理事会の合意、ならびに米国憲法第1条8節に基づく米国連邦議会における十分な議論と投票なしでは、いかなる時にも米国によって行われることのないよう、さらに決議する。

(訳:ピースデポ)

2002年11月13日成立

## 核兵器関連の重要条項

A部 国防省関係の認可  
 タイトル 研究・開発・試験・評価  
 サブタイトルC 弾道ミサイル防衛  
 226節 核弾頭付き迎撃ミサイルへの資金使用に関する1年間の禁止

(a) 禁止 - - 小節(b)に記載された資金は、ミサイル防衛システムの一構成要素としての核弾頭付き迎撃ミサイルの研究、開発、試験、評価、あるいは購入に使用されてはならない。  
 (b) 対象とされる資金 - - 小節(a)は、本法律の本タイトル(訳注:タイトル 研究・開発・試験・評価)あるいはタイトル(訳注:調達)における歳出認可によって国防省に当てられた資金、あるいはタイトルXXX(訳注:エネルギー省国家安全保障計画)における歳出認可によってエネルギー省に当てられた資金に適用される。

C部 エネルギー省国家安全保障関係の認可及び他の認可  
 タイトルXXX エネルギー省国家安全保障計画  
 サブタイトルB 計画の認可・制限・禁止  
 3142節 合衆国による地下核実験再開への準備態勢の強化計画

(a) 計画の要求 - - エネルギー省長官は、核安全保障局長と協議して、小節(c)に従って計画書が提出された日から1年以内に、合衆国の地下核実験再開に対する6か月、12か月、18か月、24か月準備態勢を達成するための計画を策定しなければならない。  
 (b) 準備態勢 - - 本節の目的においては、合衆国の地下核実験再開に対する具体的な月数の準備態勢は、大統領が実験の再開を命じたときに、命令の日からその月数以内に、エネルギー省が実験を再開する

能力を有するときに、達成される。  
 (c) 報告書 - - 長官は、2004会計年のエネルギー省予算(31USC、1105(a)節)に基づく大統領予算とともに提出されるを補強するために議会に提出される説明資料のなかに、小節(a)で要求される計画に関する報告書を含めなければならない。報告書は、次の内容を含まなければならない。

- (1) 合衆国の地下核実験再開への現在の準備態勢の評価。
- (2) 小節(a)で要求される諸計画、及びそれぞれの計画について実行に要する予算の見積もり、それぞれの計画の準備態勢を維持するに要する年間コスト。
- (3) 合衆国による地下核実験再開への最適の準備態勢に関する、国防長官と協議して作成された、長官の勧告。それには勧告の根拠も含まれるものとする。

C部 エネルギー省国家安全保障関係の認可及び他の認可  
 タイトルXXX エネルギー省国家安全保障計画  
 サブタイトルB 計画の認可・制限・禁止  
 3143節 新型及び改良型核兵器の具体的な要求についての条件

(a) 開発のための資金要求への条件 - -  
 (1) 2002会計年以後のいかなる会計年においても、エネルギー省長官が(2)文節に記載された新型核兵器や改良型核兵器の開発に関係する活動を実行するときには、長官は、31USCの1105(a)節に定められた当該会計年の大統領予算に、そのような活動の資金を特定して要求しなければならない。  
 (2) (c)の文節に記載される活動とは次のようなものである。

- (A) 合衆国による新型核兵器の生産につながるような研究や開発の行為、あるいは行為の準備。
  - (B) 合衆国による新型核兵器の生産を行うための設計や製作の行為、あるいは行為の準備。
  - (C) 合衆国による改良型核兵器の生産につながるような研究や開発の行為、あるいは行為の準備。
  - (D) 合衆国による改良型核兵器の生産を行うための設計や製作の行為、あるいは行為の準備。
- (以下略)

C部 エネルギー省国家安全保障関係の認可及び他の認可  
 タイトルXXX エネルギー省国家安全保障計画  
 サブタイトルB 計画の認可・制限・禁止  
 3146節 報告書提出までの「強力地中貫通型核兵器」計画への資金使用の禁止

(a) 報告と待機」という条件 - - 2003会計年にエネルギー省長官に割り当てられた「強力地中貫通型核兵器(RNEP)計画のための資金は、次の時点まで使ってはならない。すなわち、  
 (1) 国防長官が小節(b)に記載された報告書を上院及び下院軍備委員会に提出し、  
 (2) 両委員会が報告を受領してから30日を経過する時点。  
 (b) 報告書 - - 小節(a)(1)における報告書は、国防長官がエネルギー省長官と協議のうえ作成するもので、次の事項について記すものである。  
 (1) 「強力地中貫通型核兵器」に対する軍事的要件  
 (2) 「強力地中貫通型核兵器」に関する核兵器使用政策  
 (3) 「強力地中貫通型核兵器」が破壊しようとする標的の種類や型についての詳細な説明。  
 (4) (3)で記されたのと同じ種類や型の標的を破壊する通常兵器の能力の評価。  
 (訳:ピースデポ)

## ◆◀ 6ページからつづ

援基本計画、輸送任務を追加し半年延長閣議決定。同日、政府、衆院安保委員会に報告。  
 11月20日 在韓米軍の軍事法廷、女子高生鞭死事故で米兵被告に無罪判決。

## 沖縄

11月7日 政府、那覇・浦添両市による「那覇港湾施設移設に関する協議会」の第3回会合、防衛施設庁で開催。  
 11月11日 県議会、伊江島補助飛行場水缶落

下事故を受け、物質投下訓練の廃止などを求める抗議決議、意見書案を可決。

11月11日 那覇防衛施設局、県と伊江村に対し、事故後一時中止していた伊江島補助飛行場でのパラシュート降下訓練の再開を通告。

11月12日 金武町キャンプ・ハンセンの演習場レンジ5付近で、実弾射撃訓練による原野火災が発生。基地内での山火事は今年12件目。

11月12日 ターンボウ日米軍沖縄調整事務所長、新垣知事公室長に、事故原因究明までパラシュート降下訓練実施しないと明言。

11月13日 反戦地主ら、改定特措法違憲訴訟

で、二審判決の破棄と憲法判断求め、福岡高裁那覇支部へ上告。

11月15日 米海兵隊所属F18戦闘攻撃機、那覇市上空を低空飛行。住民から騒音の苦情。

11月17日 任期満了にともなう県知事選挙で、現職の稲嶺氏が再選。

11月19日 米海軍サンディエゴ基地所属の空母コンステレーションの艦載輸送機CS2機が嘉手納基地飛行場に飛来。同日離陸。

11月20日 WB沖3キ口地点で、米軍C130輸送機からのパラシュート降下訓練が目撃される。

# 「NGO戦略サミット」参加報告

## 「何を」から「どのように」への転換

中村桂子

10月18 - 20日、今年度の海外派遣プロジェクトとして、ニューヨーク国連本部で開催された「NGO戦略サミット」(主催:リーチング・クリティカル・ウィル)に参加した。

米国内をはじめ、ヨーロッパ、カナダ、日本などの市民団体、シンクタンク、財団などを含むおよそ45団体から70数名が参加した。ダナバラ国連軍縮担当事務次長のスピーチから始まった2日半の日程は、「国際的な安全保障と核兵器:政治的背景」「非政府の役割とファンド環境」「軍縮教育」「戦略プランニング」などのセッションで構成された。参加者は、パネル・ディスカッションや小グループにわかれての討論などを通して、どのような戦略的なアプローチを持つことにより市民社会がより大きな影響力を持ち、活動を発展させることができるかについて議論を重ねた。時折冗談もまじるなど、なかなか雰囲気であったが、全体としては非常に集中的、実践的であった。

会議の中心的なテーマとしてあげられたのが、上述の「何を」から「どのように」への転換という概念である。つまり

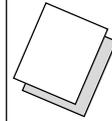
現在のNGOのアプローチでは、問題は何か(What)とイシュー自体を訴えることに終始してしまうことが多い。だが、これからは、指摘された諸問題を、どのように解決へと導いていくのか(How)と具体的な方法論を生み出す方向に私たちのアプローチを見直そうというものである。このような方法論の模索は、多様なバックグラウンドを持つNGOにとって、共通の課題となるものであるという認識にもつづいている。

具体的な戦略として、長期展望にそった計画立案の必要性、軍縮教育の重要性、NGOと政府の戦略的パートナーシップの重要性、NGO間でのネットワークと戦略的パートナーシップの重要性、の4点があげられ、数々の事例をもとに議論された。

今回の会議への参加は、議論された内容についての勉強という意味でも意義の大きいものであったが、各地のNGOの中心的人物と知り合い、話をする機会となったことでも非常に意義深いものであった。また、現地のNGO関係者の協力により、会期中であった第一委員会を傍

聴できたことは今後の仕事に大きな示唆を持つものであった。

派遣カンパに協力してくださった皆様、本当にありがとうございました。



### 「核兵器・核実験 モニター」合本 索引作成 ボランティア募集!

本誌2000年1月号から2002年12月号まで、3年分の合本を作ります。その索引(3年分の記事・資料を、話題ごとに整理して一覧にする)を作ってください。貴重な勉強にもなります。ご関心をもちました方、事務所までご連絡下さい。(担当:川崎)

### 今号の略語

IAEA = 国際原子力機関  
NGO = 非政府組織  
NPR = 核態勢見直し  
UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会  
UNSCOM = 国連大量破壊兵器廃棄特別委員会

11月19日 イランのハラジ外相、記者会見で米主導の軍事行動には「加わらない」。

11月19日 政府、テロ特措法に基づく米軍支

5ページ中段下へつづく◆

## 日誌

2002.11.6 ~ 11.20

(作成:竹峰誠一郎、中村桂子)

IAEA = 国際原子力機関 / KEDO = 朝鮮半島エネルギー開発機構 / RCC = 革命指導評議会 / UNMOVIC = 国連監視検証査察委員会 / WB = ホワイトビーチ / WMD = 大量破壊兵器

11月7日 韓国、第3回南北経済協力推進委で北朝鮮に核早期解決を要望。

11月7日 クウェート国務相、米イラク攻撃に国内基地・領空使用を含め全面協力表明。

11月8日 米英が安保理に6日提出の決議、8日全会一致採択。(本誌参照)

11月10日 カード米大統領首席補佐官とパウエル国務長官、相次ぎテレビで「イラク攻撃へ国連新決議必要なし」。

11月10日 アラブ連盟、緊急外相会議でイラクへ安保理決議受諾促す共同声明発表。

11月11日 韓国の金大中大統領、川口外相と

会談、北朝鮮核問題「粘り強く、対話を通じて平和的に解決を」。

11月12日 イラク緊急国会、WMD査察求めた安保理決議拒否全会一致でRCCに勧告。

11月13日 イラクのサブリ外相、国連事務総長へ安保理決議「悪い内容だが受諾」書簡送付。

11月13日 米議会、2003年度国防認可法が成立。「強力地中貫通型核兵器」計画資金は条件付の認可。(本誌参照)

11月14日 米軍、隠岐諸島西部の日本海で水中爆破訓練実施。15~18日鹿児島県沖でも実施。

11月14日 えひめ丸の33家族、米海軍と和解契約、賠償総額16億7千万、残る2家族も和解へ。

11月15日 KEDO理事会、北朝鮮核開発非難し、重油供給12月から凍結と声明。

11月15日 中国共産党1中全会、胡錦涛国家副主席を江沢民氏に代わり総書記に選出。

11月18日 国連査察団先遣隊、イラク入り。19日、UNMOVICプリクス委員長とIAEAエルバライダ事務局長、「イラクから全面協力、確約得た」。

11月18日 北朝鮮中央通信、日朝安保協議「無期限延期された」。

11月19日 米上院、国土安全保障省創設法案可決。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、竹峰誠一郎、津留佐和子、中村和子、村上由美、梅林宏道